

島原市雇用拡大支援事業補助金

市内事業所に就職した新規学卒者及びU I ターン者に対して補助金を交付する制度です。

※補助対象者が「事業主」から「新規学卒者等（雇用された方）」に変更となりました。

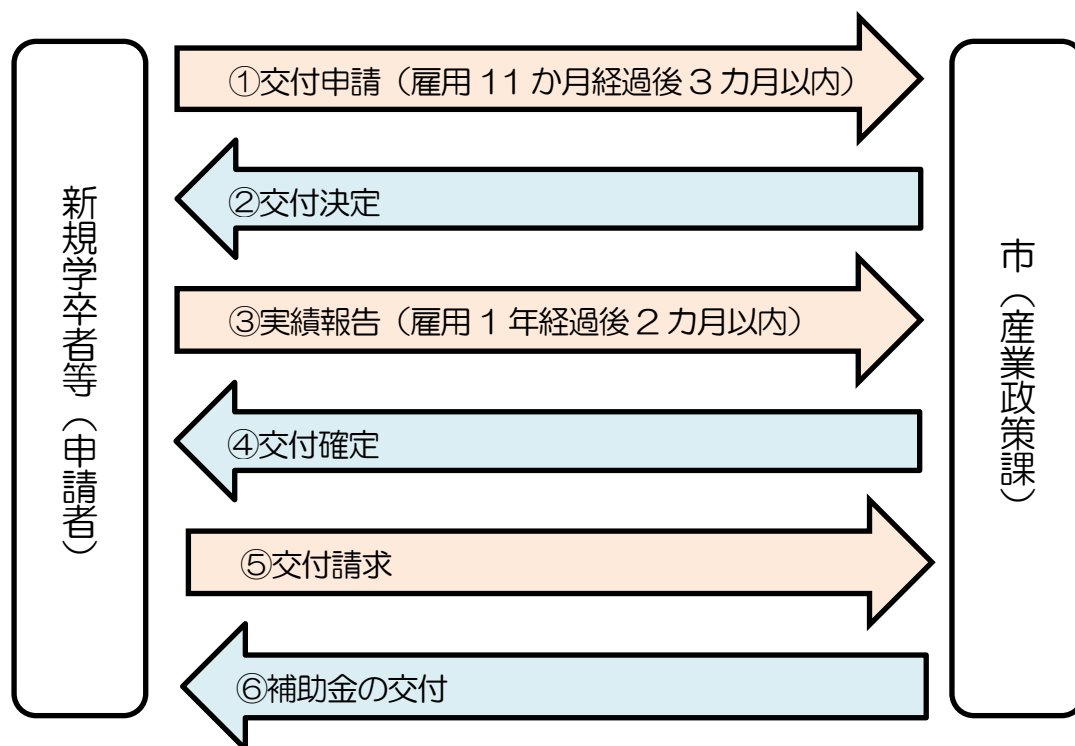
○補助対象者（以下の要件を全て満たす必要があります）

- ① 事業所に雇用され、かつ、1年以上の期間継続して勤務していること。
（申請時点において常用雇用者として雇用されている者に限る。）
- ② 雇用保険の一般被保険者であること。
- ③ 市税を完納していること。

○補助金額

区分	補助金額
新規学卒者	5万円
U I ターン者	10万円

○申請から交付の流れ



○申請期限

- ① 4月1日に雇用された方 → 3月1日から3月31日まで
- ② 4月2日以降に雇用された方 → 雇用11か月経過後3カ月以内

○提出先

〒855-8555 島原市上の町537
産業政策課 産業企画商工班 Tel63-1111（内線571）

（裏面もご覧ください。）

■事業の目的

若年者の雇用拡大と雇用の定着を推進し、市内における定住促進を図ることを目的としています。

■用語の意味

① 事業所

市内に1年以上事業所を有し、雇用保険法の適用を受けているもの。

(風俗営業、宗教団体、政治団体、国、地方公共団体、特別地方公共団体を除く。)

② 定住

本市に5年以上居住することを前提として住民登録を行い、かつ、市内に生活の拠点を置くこと。

③ 新規学卒者

中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(短期大学を含む。)、高等専門学校、専修学校、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、障害者職業能力開発校を卒業した者で、卒業した日から翌々年の3月31日までの間に事業所に勤務するために雇用され、市内に住所を有する者のうち定住する意思を有するもの。

④ Uターン者

市民であった者が市外に転出し、1年以上経過後に定住を目的として就職した日の1年前以降に再度市内に住民登録を行った者のうち、事業所に勤務するために雇用され、就職した時点において40歳未満の者。

⑤ Iターン者

市民でない者が定住を目的として、就職した日の1年前以降に市内に初めて住民登録を行った者のうち、事業所に勤務するために雇用され、就職した時点において40歳未満の者。(新規学卒者を除く。)

⑥ 常用雇用者

期間の定めのない労働者又は1年以上の期間の雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された者。(新規学卒者)を除く。)

■申請に必要な書類

- ① 島原市雇用拡大支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 雇用契約書など雇用の条件等がわかるものの写し
- ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)等の写し
- ④ 卒業証書等の写し(新規学卒者に限る)

■実績報告に必要な書類

- ① 島原市雇用拡大支援事業補助金実績報告書(様式第5号)
- ② 雇用証明書(様式第6号)
- ③ 給与明細書等、賃金の受け取り状況を明らかにできるものの写し
- ④ 市税に滞納が無いことを証する書類

■補助金の取消しや返還が生じる場合

- ① 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 市内への居住期間が、就職した日から起算して5年を超えないとき